

中小企業省力化投資補助金（一般型）のご案内

中小企業省力化投資補助金は、人手不足解消に効果があるIoT・ロボット等の設備を導入するための経費を国が補助することにより、省力化投資を促進して中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

従来の「カタログ注文型」と異なり、「一般型」はオーダーメイド設備や個別の現場に応じて組み合わせた汎用設備、システム等を導入できるため、柔軟な設備投資が可能になります。補助金の概要は以下の通りです。

●補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額
5人以下	中小企業1/2、小規模事業者2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3。 補助金額1,500万円を超える部分は1/3	750万円（1,000万円）
6～20人		1,500万円（2,000万円）
21～50人		3,000万円（4,000万円）
51～100人		5,000万円（6,500万円）
101人以上		8,000万円（1億円）

（ ）内は大幅賃上げ特例の補助上限額

※大幅賃上げ特例

- ①給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加
 - ②事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金（※）+50円以上の水準
 （※）新潟県の最低賃金985円（特定（産業別）最低賃金が適用される労働者を除く）
- 上記①、②を満たす場合、上記カッコ内の金額が補助上限額。

※最低賃金引上げ特例

指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いる事業者は、補助率を2/3に引き上げ（小規模事業者は除く）。

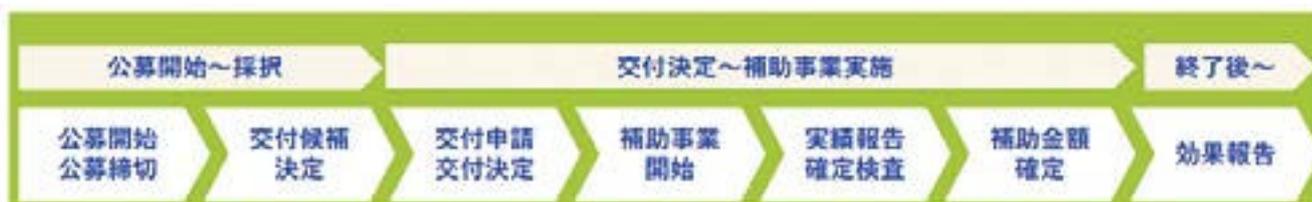
●基本要件

- ①労働生産性の年平均成長率+4.0%以上増加
- ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、又は給与支給総額の年平均成長率+2.0%以上増加
- ③事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
- ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ）

●補助対象経費

機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費等

●事業の流れ



公募回	公募開始日	公募締切日	採択発表日
第1回	2025年1月30日（木）	2025年3月31日（月）17:00	2025年6月中旬（予定）

本補助金の詳細や公募要領などはこちらから
 中小企業省力化投資補助金（一般型）ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/ippan/>



【補助金全般に関するお問合せ】 中小企業省力化投資補助事業 コールセンター TEL:0570-099-660

【事業計画書作成に関するお問合せ】 新潟商工会議所 中小企業振興部 TEL:025-290-4212